Ⅱ お支払いする場合・お支払いできない場合について

事例はこちら

保険金・給付金をお支払いできない主な場合には、以下があります。
保険金・給付金をお支払いできない場合には、その理由について支払明細書などでご説明いたします。

支払事由に該当しない場合

- 高度障害保険金や入院給付金など（死亡保険金を除く）について、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合
- 入院した日数が約款に定めた日数に満たない場合
- 約款に定めた支払日数の限度まですでに入院給付金をお支払いしている場合
- 入院先が約款に定める医療機関でない場合
- 「手術」が約款に定める「手術の種類」にあてはまらない場合　など

免責事由に該当した場合

- 責任開始時後、所定の期間内で自殺した場合
- 災害死亡保険金において、被保険者に重大な過失があった場合　など

告知義務違反による解除の場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知内容が事実と相違する場合

重大事由による解除、詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合

- 保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こした場合
- 契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が、暴力団など反社会的勢力に該当すると認められる場合 など

・特別条件が適用されたご契約は、保険金・給付金が削減される場合や、お支払いできない場合があります。

・がんなどを保障するご契約で、ご加入直後（責任開始日からその日を含めて90日以内）に「がん」と診断確定された場合などにあてはまるときは、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

お支払い結果にご相談がある場合

1 **お支払いに関するご照会・ご不満などにお応えするため、ご相談窓口「支払相談室」（下図❶）を設置して対応しています**

2 **お支払いに関して、「支払相談室」の説明では納得いただけない場合、社外弁護士が第三者の立場からご相談をお受けする制度「不服申立制度」（下図❷）を設けています**

- 社外弁護士とのご相談をご希望の方は、「支払相談室」にお申し出ください。不服申立制度をご紹介いたします。
  なお、一部制度対象外とさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【参考】「確かなお支払い」をするためのチェック体制（抜粋）

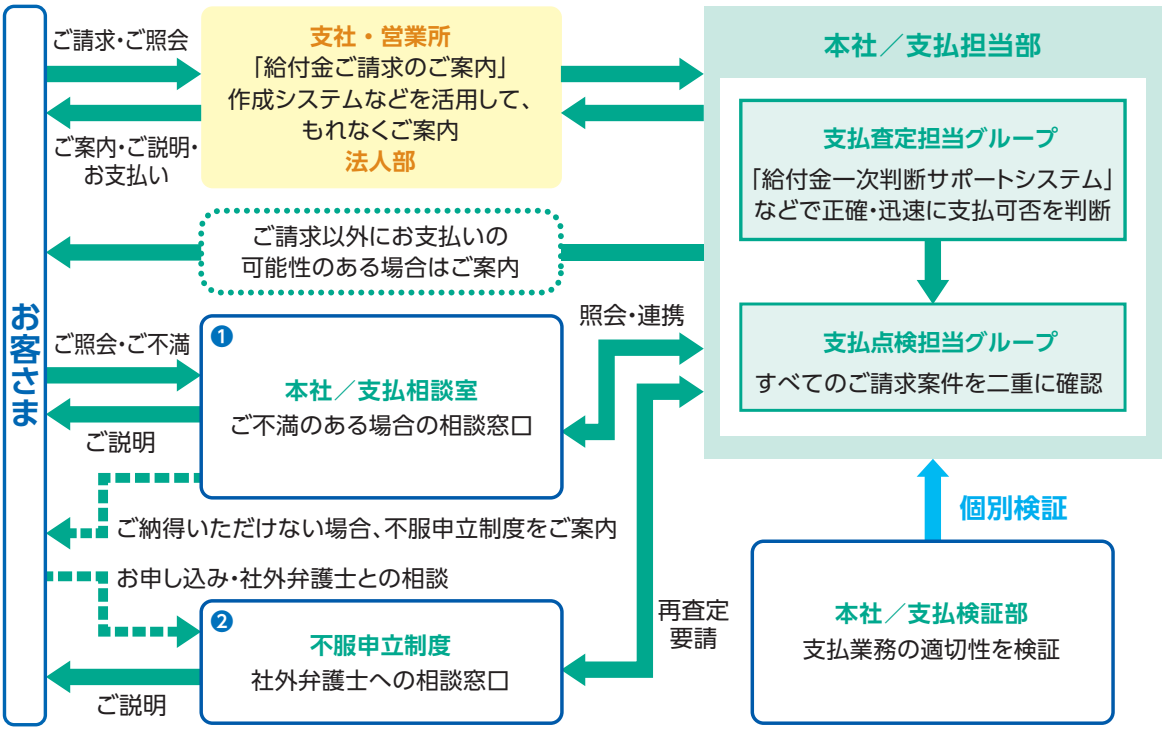

⚠ ・ご契約の時期や内容により、本冊子に記載の事例と約款の内容が異なる場合がありますので、必ずご契約内容をご確認ください。

お支払いする場合・お支払いできない場合の事例は次ページ以降をご確認ください。